一方、営農が適切に行われないなど、営農型太陽光発電の本来の目的から外れている事例も見られ、農村地域で問題化している。この状況を踏まえ、営農型太陽光発電に係る運用の厳格化を図るため、令和６年４月に一時転用許可の基準や提出資料等を定めた農地法施行規則の一部を改正する省令（令和６年農林水産省令第９号）を施行するとともに、制度の目的、趣旨や具体的な考え方を記載した「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」（令和６年３月25日付け５農振第2825号農林水産省農村振興局長通知）を制定したところであり、これら農地法令等に基づき、関係省庁で連携しながら、不適切な営農型太陽光発電の解消を図っていく。

⑹　再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを農林漁業関連施設に供給するなど農林漁業の生産活動や地域の農林水産物を活用した食品・製品の製造等に活用する取組（再生可能エネルギーの地産地消）やこの取組を活かした地域づくりを推進することは、地域資源を活用した農山漁村の活性化や地方創生に大きく貢献するとともに、自然災害等による大規模停電時に地域のエネルギー供給源を多層化・多様化するものとして重要である。同時に、エネルギー基本計画において示された再生可能エネルギーの地産地消の推進や第六次環境基本計画（令和６年５月21日閣議決定）において地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵とされた「地域循環共生圏」の創造、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和６年８月２日閣議決定）で示された循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行にも寄与するものである。

具体的には、地域の創意工夫のもとで形成されるＰＰＡモデや再生可能エネルギー発電設備に近接した工場や家庭等で再生可能エネルギーを活用するモデルはもとより、地方公共団体、企業、市民や金融機関等の地域の主体が協力して立ち上げた地域新電力（地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業をいう。）等により、再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを自ら開発又は活用し、省エネルギー・蓄エネルギーに取り組むモデル等を構築することで、地域経済循環が生まれ地域活性化につながることが期待される。

このため、地域のバイオマスや再生可能エネルギーを地域の農林漁業関連施設等で循環利用する「農林漁業循環経済地域」を全国に創出し、資源・エネルギーの地産地消の取組を推進する。また、技術面、コスト面等における課題を克服しつつ、ロボット技術やＩＣＴを活用したスマート農業に利用されるエネルギーを地域の再生可能エネルギーで賄うことで、再生可能エネルギーの地産地消を拡大する。

⑺　（略）

⑻　国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方

とから、営農型太陽光発電に取り組む農業者は、中長期的に地域の農業を担い、その栽培した農産物が十分な市場評価を得ることやその販売計画に無理がないことが望ましい。

このため、農地の有効活用や農業者の所得向上に結びつく営農型太陽光発電を促進するため、優良事例の情報収集と周知、⑻の相談窓口における対応、資金調達の円滑化のための金融機関への情報提供、必要な手続の円滑化等を行う。

⑹　再生可能エネルギーの地産地消の推進

再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを農林漁業関連施設に供給するなど農林漁業の生産活動や地域の農林水産物を活用した食品・製品の製造等に活用する取組（再生可能エネルギーの地産地消）やこの取組を活かした地域づくりを推進することは、地域資源を活用した農山漁村の活性化に大きく貢献するとともに、エネルギー基本計画において示された2050年を見据えた長期的な対応を通じた地域の脱炭素化や第５次環境基本計画（平成30年４月17日閣議決定）において示された「地域循環共生圏」の形成に寄与し、また、自然災害等による大規模停電時に地域のエネルギー供給源を多層化・多様化するものとして重要である。また、地方公共団体、企業、市民や金融機関等の地域の主体が協力して立ち上げた地域新電力（地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業をいう。）等により、再生可能エネルギー電気やその発電の際に併せて発生する熱等のエネルギーを自ら開発又は活用し、省エネ蓄エネ価値を合わせて地域へ供給することで、地域経済循環が生まれ地域活性化につながることが期待される。

このため、再生可能エネルギーの地産地消の取組を、技術面、コスト面等における課題を克服しつつ、地域資源を活用する再生可能エネルギー設備とＥＭＳを備えた、地域活性化のモデルとなる取組のノウハウの共有化及び他地域への展開等により、中長期にわたり着実に推進していく。また、再生可能エネルギーの地産地消による取組を消費者や取引先が認識し選択できるようロゴマークの作成や商品、企業、産地等の情報発信等について検討する。さらに、ロボット技術やＩＣＴを活用したスマート農業に利用されるエネルギーを地域の再生可能エネルギーで賄うことで、再生可能エネルギーの地産地消を拡大する。

⑺　（略）

⑻　国の相談窓口の設置

国は、市町村をはじめとする農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の関係者に対し、現場の実情に応じたきめ細やかな援助を行うため、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）に相談窓口を設ける。地方